解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

大阪市阿倍野区旭町二丁目一番一―二〇〇号

財団法人金塚会館

代表清算人　山本　博章

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

長崎県長崎市旭町三番二二号

社団法人長崎市水産振興協会

代表清算人　山田浩一朗

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十一月十一日大分県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

大分県臼杵市大字臼杵七二番一

臼杵市土地開発公社

代表清算人　田村　和弘

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月二日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

鹿児島県南九州市知覧町郡六二〇四番地

南九州市土地開発公社

清算人　霜出　勘平

解散公告（第三回）

当法人は平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

札幌市東区北十五条東一丁目一番二八号

社団法人北海道商業施設技術協会

代表清算人　平田　博史

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月二十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

岩手県盛岡市南大通二丁目八番五号

財団法人盛岡菅公会

代表清算人　中村　惠一

代表清算人　平井　衛

代表清算人　青山良一郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

岩手県二戸市下斗米字上平三番地

財団法人下斗米報徳会

代表清算人　荒木田一男

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

秋田県秋田市山王中島町一番一号秋田県生涯学習センター内

財団法人秋田県高等学校ピーティーエイ安全互助会

代表清算人　松坂　敏悦

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為二十六条第一項の規定に基づき平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

福島県いわき市四倉町字西四丁目一一番地の三

財団法人四倉公害環境保全会

代表清算人　長谷川和正

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

神奈川県川崎市麻生区高石二丁目三四番九

財団法人三橋体育研究所

代表清算人　三橋　和子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十一月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

富山県南砺市桐木一五番地

農事組合法人水木農園

清算人　水木三千子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

石川県金沢市鞍月一丁目一番地

財団法人石川県津幡漕艇競技場

代表清算人　濱辺　正実

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月十三日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

愛知県北名古屋市鍛治ケ一色高塚一五九番地

西春鍛治ケ一色土地区画整理組合

清算人代表　牧野　俊一

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十一月十五日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

大阪府泉南市樽井一丁目一番一号

泉南市土地開発公社

代表清算人　竹中　勇人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十二日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

大阪市中央区農人橋一丁目四番三四号

社団法人大阪府信用金庫協会

代表清算人　前野　久治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

和歌山県和歌山市新通二丁目一〇番地の一

社団法人和歌山県環境衛生管理協会

代表清算人　内田　洋詩